

女川町監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行なったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和7年11月12日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和7年10月9日（木）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木村 繁・木村 公也

3 監査の対象

監査委員合議の上で、3つの事業を抽出の上監査した。

- (1) 道路維持管理業務委託（建設課）
- (2) 普通財産（町有地）の管理状況について（総務課）
- (3) 備品等の在庫管理状況について（上下水道課）

4 監査の着眼点（評価項目）

委託内容等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

普通財産、備品の管理状況が適切かつ効率的に管理されているか、台帳や図面、現場視察により確認する。

5 監査の実施内容

所管課から、委託事業については、監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料、普通財産、備品の管理状況については、台帳及び現地の図面等を提出の上、その概要の説明を受け、質疑応答を行う形で監査を行った。

6 監査の結果

（意見）

今回監査した委託事業及び普通財産備品の管理状況については概ね適正に運用されていると認められるが、上下水道課で備品台帳の入出庫日に一部確認が必要となる記載があった。適切な管理業務を行うため台帳等の正確な記載に努めることと、施設や設備の維持管理のみでなく財産の有効活用を考慮した運用を図られたい。

道路等を含めた町有地管理では、交流人口の増加や観光事業の推進も考慮し、特に中心部において美しい景観を意識した管理運用を図ること。今回の監査で確認した場所では、旧第一中学校付近やエルファロ付近で隣接する町有地の所管課が複数に及ぶものや所管係に疑問を感じる点もあった。担当による管理状態の差異が認められることから、管理区分見直すことによる適切な所管課による効率的で実効性のある管理と将来を見据えた有効活用を検討すること。